

いじめをしない・させない・みのがさない

1. いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2. 基本理念

（1）いじめに対する認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという認識を全教職員で共有します。

（2）いじめの禁止（法第4条）

児童等は、①いじめを行ってはならない。②他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとします。

（3）方針

- ①いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が取り組みます。
- ②児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行います。
- ③児童が集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していきます。
- ④児童の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するために、学校・保護者・地域が相互に協力していじめを許さない社会の実現に努めます。
- ⑤未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に行動を観察したり、定期的にアンケート調査を実施したり欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うのかを定期的に検討していきます。

3. 学校及び教職員の責務

- ・教職員に対し、いじめ防止等に関する研修を実施し、資質能力の向上を図ります。
- ・教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり他の児童のいじめを助長したりすることがな

いよう、指導の在り方に細心を払います。

- ・教職員の「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化することがないように適切な指導にあたります。
- ・障がい等について適切に理解した上で児童に対する指導にあたります。
- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開します。

4. いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

①名称 「いじめ防止対策委員会」

②役割

ア あらゆる教育活動を通じて誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指します。

イ いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し指導にあたります。

③組織の構成

ア 本校の生徒指導委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任、副主任・養護教諭）にあたります。

イ 状況・必要に応じ、校長の判断により関連機関と連携します。

- ・中学校区スクールカウンセラー
- ・民生委員
- ・保護者代表
- ・その他

④活動内容

ア いじめの未然防止のための取り組みをします。

イ いじめの防止・早期発見に努めます。

ウ いじめを認知した場合は、適切な措置を講じます。

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導支援の体制・対応・方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施

⑤開催回数及び回数

ア 月に1回の会議を開催します。

イ 必要に応じて会議を開催します。

(2) いじめの未然防止

①未然防止に資する取り組み

ア いじめに向かわない態度・能力を育成します。

学校の教育活動全体を通して他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら、建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てます。

イ 自己有用感や自己肯定感を育みます。

すべての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるように学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し児童の自己有用感が高められるようにする。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設けます。

ウ 早起き・早寝・朝ごはん 家庭のしつけ

児童の心と体をつくるもととは食べ物にある。豊かな食生活（ごはん、野菜、魚）、規則正しい家庭生活を心がけるよう、家庭との連携を図ります。（学校便り、保健便り、学級便り、懇談会、面談等）

エ 児童に対して全校集会や学級活動などで、日常的にいじめのことに触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していきます。

オ いじめの態様や特質、原因・情景、具体的な指導上の留意点などについて教職員全員の共通理解を図っていきます。

②いじめ防止等の啓発活動

ア 児童・保護者へのいじめ撲滅の啓発を行います。（学校便り、PTA行事・PTA総会・懇談会等）

イ 道徳教育、いのちを大切にするキャンペーンなどの実践を通して、豊かな人間関係づくり実践プログラム等を計画的に行います。

・年3回の授業参観のうち、各学級にて1回は道徳の授業を実施します。

・ピアサポートの授業を実施します。

（3）いじめの早期発見

①定期的な調査と教育相談

ア 児童に対し、定期的にアンケート調査を実施する。学期に1回以上アンケート調査を行い、教育相談を実施し、対応します。（インターネットによるいじめも含む）

イ 教育相談週間を設定し、全児童に対して教育相談を実施します。（6月・11月・2月）

ウ 保護者や学校評議員に対し学校アンケート調査を実施します。

②インターネットを通して行われるいじめ対策

ア 関連機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努めます。

イ 情報モラル教育を推進し、児童の意識の向上と保護者への啓発に努めます。

③その他

ア 授業時間だけでなく、業間時間や昼休み等の様子を観察したり、個人ノートや生活ノートなど教師と児童間で日常的に行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握し、いじめを積極的に認知します。

イ 児童との信頼関係を構築し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。生徒指導会議に限らず、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。

5. いじめを認知した場合の対応

（1）報告連絡体制

発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 君津市教育委員会

(必要に応じて南房総教育事務所)

- ・緊急時には臨機応変に対応します。
- ・一報後、改めて文書による報告を行います。
- ・必要に応じて、警察等関係機関に通報します。
- ・関係機関との連携をとります。

(2) 事実確認と報告、対応

- ①発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。
- ②被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然として対応します。
- ③謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行います。
- ④遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めます。
- ⑤いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、的確に関わりを持ちます。
- ⑥いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ⑦速やかに関係児童から事情を聴きとるなどしていじめの事実の確認します。
- ⑧事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ⑨家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝えます。
- ⑩いじめが犯罪行為として扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処します。

(3) いじめ被害者および保護者への対応

- ①徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝えます。
- ②今後の対応についてしっかりと説明し、不安な点を聴取し、対応策を示します。
- ③日常における細かな点に配慮した対応について、具体的に示します。
- ④児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくります。(家族)

(4) いじめ加害者および保護者への対応

- ①聴取したことは、手書き、パソコンの両方でまとめ保存します。
- ②聴取の時間や場所等について、配慮します。
- ③事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、対応を適切に行えるようにします。
- ④いじめは人格を傷つけ生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ⑤いじめ(いじめ加害者)の背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ⑥いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることがないように指導し、配慮します。
- ⑦いじめ加害者及び保護者の個人情報にも配慮していきます。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態への基準

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間30日を目安とします。
- ・一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

(2) 発生の調査報告

①調査組織への召集

ア 校長の判断による関連機関との連携

- ・中学校区スクールカウンセラー
- ・民生委員
- ・保護者代表
- ・その他

②事実関係を明確にするための調査と報告

ア 質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

イ 調査結果は教育委員会に報告し、場合によっては、南房総教育事務所にも報告します。

③保護者への情報提供

調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

①関係機関との連携

ア いじめが「重大事態」と認められた場合は、直ちに警察に通報して被害児童を守ります。

イ 児童相談所等と連携を取ります。

7. 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

ア ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。→（公表）

イ 年度毎にいじめに関して分析を行いこれに基づいた対応を取ります。→（点検・評価）

8. その他

ア この基本方針は平成26年4月1日より運用します。

イ 必要に応じ、学校いじめ防止基本方針を修正します。